# 大津市企業局契約管財課メールアドレス登録及び管理要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、契約案件に係る大津市企業局契約管財課(以下、「契約管財課」 という。)からの連絡時に使用する業者のメールアドレスの登録及び管理に関 する事項について、規定するものとする。

#### (登録)

- 第2条 業者が、メールアドレスを登録するときは、「大津市企業局契約管財課メール アドレス登録申請書」(様式第1)(以下、「登録申請書」という。)を大津市 企業局契約管財課長(以下、「契約管財課長」という。)あてに提出すること とする。なお、携帯のメールアドレスは対象外とする。
  - 2 前項により、登録申請書の提出を受けた後、速やかに、当該登録申請書に記載のあるメールアドレスに試験的に電子メールを送信し、その到着を確認することとする。

### (変更登録)

- 第3条 業者が、前条により登録したメールアドレスを変更したときは、遅滞なく、「大津市企業局契約管財課メールアドレス変更登録申請書」(様式第2)(以下、「変更登録申請書」という。)を契約管財課長あてに提出することとする。
  - 2 前項により、変更登録申請書の提出を受けた後、速やかに、当該変更登録申 請書に記載のあるメールアドレスに試験的に電子メールを送信し、その到着 を確認することとする。

### (施行)

第4条 本要領は、平成25年4月1日から施行する。